

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ四第一項並びに小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二十九条第一項及び附則第六条の規定に基づき、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(手数料)</p> <p>第六十六条 法第五条又は法第六条の検査(法第五条の検査にあつては、小型船舶(第十四条各号に掲げるものを除く。))に係るものを除く。)</p> <p>をを受けようとする者は、別表第一に定める額(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。))第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額)の手数料を、法第五条の検査(小型船舶(第十四条各号に掲げるものを除く。))に係るものに限り、)を受けようとする者は、別表第一の三に定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。</p> <p>2 〽 7 (略)</p>
改正前	<p>(手数料)</p> <p>第六十六条 法第五条又は法第六条の検査を受けようとする者は、別表第一に定める額(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。))第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額)の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 第十二条の二第一項の規定の適用のある船舶(法第八条の船舶を除く。)の定期検査、中間検査(第三種中間検査を除く。以下この項において同じ。))又は臨時検査(安全管理手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。))の手数料の額は、前項、第四項から第六項まで及び第八項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 定期検査 前項、第四項、第五項又は第八項の規定による手数料の額に十一万四千七百円を加算した額</p> <p>二 中間検査 前項、第四項又は第六項の規定による手数料の額に二万五千円(臨時検査を受けるべき場合に受ける中間検査にあつては、十一万四千七百円)を加算した額</p> <p>三 臨時検査 十一万五千六百円</p> <p>3 コンテナに関し法第五条の検査において材料試験又は荷重試験を受ける場合における当該検査の手数料の額は、第一項及び第七項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額にコンテナ一個につき三万二千九百円(フラットトラック型のものにあつては、二万三千五百</p>

- 4 整備済証明書の交付を受けている船舶の定期検査又は中間検査（当該整備済証明書の交付に係る確認が行われた後三十日以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項及び第七項の規定にかかわらず、定期検査にあつては九千八百円、中間検査にあつては五千六百円とする。
- 5 検定合格証明書の交付を受けている船舶又は法第九条第五項の標示を付されている船舶の最初に行う定期検査の手数料の額は、第一項及び第七項の規定にかかわらず、九千八百円とする。
- 6 確認済証明書の交付を受けている小型船舶の中間検査（当該確認済証明書の交付に係る確認が行われた後三十日以内に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項及び次項の規定にかかわらず、五千六百円とする。
- 7 法第八条の船舶の法第五条の検査（特別検査を除く。）の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、八千円（小型船舶の定期検査にあつては、九千八百円）とする。
- 8 準備検査を受けた船舶の定期検査又は準備検査を受けた物件の予備検査（当該準備検査を受けた日から起算して後一年以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第一に定める定期検査又は製造に係る予備検査の手数料の額（準備検査を受けた小型船舶（第十四条各号に掲げるものを除く。）の定期検査を受ける場合は、別表第一の三に定める定期検査の手数料の額）の二分の一の額とする。
- 9 外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第八条の船舶について受ける場合を除く。）は、別表第一の四に定める額）を加算した額とする。
- 10 外国において製造検査を受ける場合における当該製造検査の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額（
- 8 準備検査を受けた船舶の定期検査又は準備検査を受けた物件の予備検査（当該準備検査を受けた日から起算して後一年以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第一に定める定期検査又は製造に係る予備検査の手数料の額（準備検査を受けた小型船舶（第十四条各号に掲げるものを除く。）の定期検査を受ける場合は、別表第一の三に定める定期検査の手数料の額）の二分の一の額とする。
- 9 外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第八条の船舶について受ける場合を除く。）は、別表第一の三に定める額）を加算した額とする。
- 10 外国において製造検査を受ける場合における当該製造検査の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額（

10
（略）

情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額)に別表第二の三に定める額を加算した額とする。

11 外国において予備検査を受ける場合における当該予備検査の手数料の額は、第一項及び第八項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額)(準備検査を受けた物件の予備検査(当該準備検査を受けた日から起算して後一年以内に最初に受けるものに限る。)を受ける場合は別表第二に定める額(同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める額)の二分の一の額)に、一件の申請につき、十一万三千七百円を加算した額とする。

12 第十八条第二項の表第五号上欄に掲げる船舶の第二種中間検査の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、一万八千八百円とする。

13 次に掲げる交付、再交付又は書換えを受けようとする者は、別表第三に定める額(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付、再交付又は書換えの申請をする場合にあつては、別表第三の二に定める額)の手数料を納めなければならない。

- 一 船舶検査証書若しくは船舶検査手帳の書換え又は船舶検査証書の再交付
- 二 臨時変更証の再交付
- 三 船舶検査済票の再交付
- 四 臨時航行許可証の再交付
- 五 製造検査合格証明書の再交付
- 六 予備検査合格証明書の交付
- 七 予備検査合格証明書の再交付
- 八 小型船舶以外の船舶に係る船舶検査手帳の再交付

別表第1の3 (第66条関係)

(別添参照。イメージ)

定 ¹⁾ 期 ²⁾ 表 ³⁾	船舶の長さ(メートル) ⁴⁾		3未満 ⁵⁾	3以上 ⁶⁾ 5未満 ⁷⁾	5以上 ⁸⁾ 10未満 ⁹⁾	10以上 ¹⁰⁾ 20未満 ¹¹⁾	20以上 ¹²⁾
		至 ¹³⁾	旅客船 ¹⁴⁾	18,700 ¹⁵⁾	27,300 ¹⁶⁾	39,100 ¹⁷⁾	52,800 ¹⁸⁾
		旅客船以外の船舶 ²⁰⁾	13,100 ²¹⁾	19,000 ²²⁾	27,800 ²³⁾	35,200 ²⁴⁾	46,800 ²⁵⁾
海中機 ²⁶⁾	船舶の長さ(メートル) ²⁷⁾		3未満 ²⁸⁾	3以上 ²⁹⁾ 5未満 ³⁰⁾	5以上 ³¹⁾ 10未満 ³²⁾	10以上 ³³⁾ 20未満 ³⁴⁾	20以上 ³⁵⁾
— ³⁶⁾	至 ³⁷⁾	旅客船 ³⁸⁾	10,200 ³⁹⁾	15,400 ⁴⁰⁾	25,700 ⁴¹⁾	34,000 ⁴²⁾	46,300 ⁴³⁾
		旅客船以外の船舶 ⁴⁴⁾	5,900 ⁴⁵⁾	9,500 ⁴⁶⁾	17,200 ⁴⁷⁾	22,200 ⁴⁸⁾	32,300 ⁴⁹⁾
陸上機 ⁵⁰⁾	船舶の長さ(メートル) ⁵¹⁾		5未満 ⁵²⁾	5以上10未満 ⁵³⁾	10以上20未満 ⁵⁴⁾	20以上 ⁵⁵⁾	
時に行 ⁵⁶⁾	船舶の長さ(メートル) ⁵⁷⁾		5,800 ⁵⁸⁾	6,400 ⁵⁹⁾	7,900 ⁶⁰⁾	9,500 ⁶¹⁾	
表持差 ⁶²⁾	船舶の長さ(メートル) ⁶³⁾		5,800 ⁶⁴⁾	6,400 ⁶⁵⁾	7,900 ⁶⁶⁾	9,500 ⁶⁷⁾	

備考 1 臨時航路は、1日につき4時間を超えない臨時航路を一つ1回とし、1日の臨時航路が4時間を超える場合は、これを2回として算出する。⁶⁸⁾
 2 臨時航路又は臨時航行手続料の額は、当該検査が2回以上に行われる場合に於ける手続料の合計額が当該航路に係る定期検査の手続料の額に相当する額を算出するときは、当該定期検査の手続料の額に相当する額とする。⁶⁹⁾

別表第1の4 (第66条関係)

(略)

- 九 小型船舶に係る船舶検査手帳の再交付
- 十 第三十四条第一項の船舶に係る船舶検査証書（小型船舶にあつては、船舶検査証書及び船舶検査済票）の交付
- 十一 臨時航行許可証の交付
- 14 外国において予備検査合格証明書の交付を受ける場合における当該交付の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、一通につき千四百五十円とする。
- 15 準備検査を受けようとする者は、船舶の検査を受ける場合は別表第四に定める額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第四の二に定める額）の手数料を、物件の検査を受ける場合は別表第一に定める製造に係る予備検査の手数料の額（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める製造に係る予備検査の手数料の額）に相当する額の手数料を、納めなければならない。
- 16 前各項の規定による手数料は、機構又は登録検定機関に納める場合を除き、手数料納付書（第二十五号様式）に収入印紙を貼つて納めるものとする。

(新設)

別表第1の3 (第66条関係)

(略)



(小型船舶登録規則の一部改正)

第二条 小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第四十七条関係）

新規登録	新規登録する小型船舶の総トン数が五トン未満であるもの	船舶の長さ	船舶の長さ	金額
		三メートル未満であるもの	三メートル以上五メートル未満であるもの	
新規登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの	新規登録する小型船舶の総トン数が五トン以上十トン未満であるもの	船舶の長さが五メートル以上であるもの	船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの	金額
		一万百円	七千九百円	五千五百円
				二万七百元

改正前

別表（第四十七条関係）

新規登録	新規登録する小型船舶の総トン数が五トン未満であるもの	船舶の長さ	船舶の長さ	金額
		三メートル未満であるもの	三メートル以上五メートル未満であるもの	
新規登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの	新規登録する小型船舶の総トン数が五トン以上十トン未満であるもの	船舶の長さが五メートル以上であるもの	船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの	金額
		八千九百円	七千円	四千九百円
				一万八千三百円

		二 変更登録			
		法第六條第二項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更		新規登録する小型船舶の総トン数が十五トン以上二十トン未満であるもの	
法第六條第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更		変更登録する小型船舶の総トン数が五トン以上十トン未満であるもの		四千元	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの		船舶の長さが三メートル未満であるもの		六千八百円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの		船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの		四千九百五十円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの		船舶の長さが五メートル以上であるもの		八千五百円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの		船舶の長さが五メートル以上であるもの		一万四千四百円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの		船舶の長さが五メートル以上であるもの		一万七千四百円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの		船舶の長さが五メートル以上であるもの		二万百円	

		二 変更登録			
		法第六條第二項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更		新規登録する小型船舶の総トン数が十五トン以上二十トン未満であるもの	
法第六條第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更		変更登録する小型船舶の総トン数が五トン以上十トン未満であるもの		三千五百五十円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの		船舶の長さが三メートル未満であるもの		六千円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの		船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの		四千三百五十円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの		船舶の長さが五メートル未満であるもの		七千五百円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの		船舶の長さが五メートル以上であるもの		一万二千七百円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの		船舶の長さが五メートル以上であるもの		一万五千百円	
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの		船舶の長さが五メートル以上であるもの		一万七千八百円	

六 登録事項要約書の交付	五 全部事項証明書の交付	四 一部事項証明書の交付	三 移転登録又は抹消登録	法第六条第二項第二号又は第七号に掲げる事項の変更	総トン数が十五トン以上 二十トン未満であるもの
				三千三百五十円	
三十隻毎につき 二千円	千七百五十円 ただし、同一の船舶 について複数の全部 事項証明書の交付を 請求する場合は、一 通につき三十円を加 算した額とする。	千五百円 ただし、同一の船舶 について複数の一部 事項証明書の交付を 請求する場合は、一 通につき十円を加算 した額とする。	三千三百五十円	三千三百五十円	

六 登録事項要約書の交付	五 全部事項証明書の交付	四 一部事項証明書の交付	三 移転登録又は抹消登録	法第六条第二項第二号又は第七号に掲げる事項の変更	総トン数が十五トン以上 二十トン未満であるもの
				二千九百五十円	
三十隻毎につき 二千六百五十円	千三百五十円 ただし、同一の船舶 について複数の全部 事項証明書の交付を 請求する場合は、一 通につき三十円を加 算した額とする。	千五百円 ただし、同一の船舶 について複数の一部 事項証明書の交付を 請求する場合は、一 通につき十円を加算 した額とする。	二千九百五十円	二千九百五十円	

<p>備考</p> <p>1 所有者の変更と当該変更に伴う法第六条第二項第二号に掲げる</p>	<p>(略)</p>	<p>通につき十円を加算した額とする。</p>	
<p>備考</p> <p>1 所有者の変更と当該変更に伴う法第六条第二項第二号に掲げる</p>	<p>八 国籍証明書の検認</p>	<p>七 国籍証明書の交付、書換え又は再交付</p>	<p>通につき十円を加算した額とする。</p>
<p>二千五百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検認を申請する場合にあっては、千九百五十円）</p>	<p>三千二百五十円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下この表において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付、書換え又は再交付を申請する場合にあっては、三千五十円）</p>	<p>通につき十円を加算した額とする。</p>	

事項の変更により、移転登録及び変更登録の申請を同時に行う場合の手数料の額は、三千三百五十円とする。

2 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十八条第一項第一号又は第四号の規定により、登録がその効力を失った小型船舶について船体の改造を行わずに新規登録を受けようとする場合であつて、同法第二十一条の規定により交付を受けた漁船の登録の謄本（登録がその効力を失っていることを明らかにするものに限る。）を提出したときの手数料の額は、四千五百五十円とする。

3 小型船舶が船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十二条ノ二第三項の規定により総トン数計算書の謄本の交付を受けた後、船体の改造を行わずに新規登録を受けようとする場合であつて、当該謄本を提出したときの手数料の額は、四千五百五十円とする。

事項の変更により、移転登録及び変更登録の申請を同時に行う場合の手数料の額は、二千九百五十円とする。

2 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十八条第一項第一号又は第四号の規定により、登録がその効力を失った小型船舶について船体の改造を行わずに新規登録を受けようとする場合であつて、同法第二十一条の規定により交付を受けた漁船の登録の謄本（登録がその効力を失っていることを明らかにするものに限る。）を提出したときの手数料の額は、四千円とする。

3 小型船舶が船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十二条の二第三項の規定により総トン数計算書の謄本の交付を受けた後、船体の改造を行わずに新規登録を受けようとする場合であつて、当該謄本を提出したときの手数料の額は、四千円とする。

（小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正）

第三条 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成十四年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(手数料)</p> <p>第九条 第一条第一項に規定する現存船について新規登録を申請する場合の法第二十九条第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、小型船舶登録規則第四十七条第一項の規定にかかわらず、四千三百円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
改正前	<p>(手数料)</p> <p>第九条 第一条第一項各号に掲げる小型船舶について新規登録を申請する場合の法第二十九条第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、小型船舶登録規則第四十七条第一項の規定にかかわらず、三千八百円とする。</p> <p>2 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令第一条の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測定に関する省令第九条第二項の規定により総トン数に関する証明書の交付を受けた後、船体の改造を行わずに新規登録を申請する場合の法第二十九条第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、小型船舶登録規則第四十七条第一項の規定にかかわらず、四千円とする。</p> <p>3 地方運輸局長等は、前項の規定による新規登録の申請をする者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。